

令和 8 年 9 月 1 7 日

オープンカウンタ 公告

1 オープンカウンタ 番号及び件名

- ① 080917-01「不要溶剤の収集運搬及び処分業務（福島職業能力開発促進センター）
（単価契約）」

2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告の日から見積書等の提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- （１）宛先はfukushima-keiri@jeed.go.jpとすること。
（２）件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）の仕様書送付依頼』とすること。
（例：『080401-01の仕様書送付依頼』）
（３）本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

3 競争参加資格

オープンカウンタに参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を１者で行うもの（以下「単体業者」という。）又は収集運搬業者と処分業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないが、次に掲げる資格を全て満たさなければならない。

なお、グループ業者における下記（６）の資格については、収集運搬業者は収集運搬業の許可を、処分業者は処分業の許可を得ていれば足りること。

- （１）オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
（２）見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
（３）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
（４）見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去３か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
（５）見積書等の提出前に、現地確認を行った者であること。
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項に規定する産業廃棄物収集運搬業許可及び同第６項に規定する産業廃棄物処分業許可を受けていること。
（７）グループ業者にあつては、収集運搬業者と処分業者の２者以上で構成されたグループであること。

4 現場確認【必須】

見積参加希望者は、以下のとおり、必ず、現場確認を行うこと。

- (1) 現場確認は、令和8年9月18日から令和8年10月6日までの間の平日の午前10時から正午まで又は午後1時から午後4時までに行うこと。
- (2) 現場確認を希望する場合は、現場確認の希望日の平日で1日前までに、下記12に電話にて予約を行うこと(日程調整の結果、希望する日に現地確認ができない場合もあること)。
なお、電話による予約は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)に行うこと。
- (3) 現場確認に際しては、公平性の観点から、その場での質問は受け付けないことから、質問がある場合は、下記5のとおり行うこと。
したがって、令和8年9月28日までの現場確認を推奨すること。

5 仕様書等に係る質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面(様式は自由)により提出すること。なお、質問がない場合は下記4(2)の回答は行わないこと。
 - ①提出期限 令和8年9月28日 午後4時00分
 - ②提出場所 下記11に同じ
 - ③提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。
(上記①の期限までに必着のこと。)※送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。
※ファックス又は電子メールの件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇(オープンカウンタ番号)に係る質問』とすること。(例:『080401-01に係る質問』)
- (2) 質問に対する回答は、下記11の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。
回答日時 令和8年9月30日を予定
- (3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

6 見積書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類
 - ①見積書(任意様式)
 - ②誓約書(別添)
 - ③産業廃棄物収集運搬業許可証(写)
※仕様書に記載の収集・運搬に係る許可証
 - ④産業廃棄物処分業許可証(写)
※仕様書に記載の産業廃棄物処理に係る許可証
 - ⑤最終処分場所、方法及び処理能力(任意様式)
※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額(消費税等を含めた契約希望金額)及び金額の内訳を必ず記載すること。なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名(フルネーム)並びに両者の連絡先(電話番号等)の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

※グループ業者の場合、見積書は代表構成員が作成すること。

※金額の内訳については、①1回あたりの収集運搬費の単価×想定回数、②1kgあたりの処分費の単価×500kg（予定数量）を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年10月6日 午後4時00分

(3) 提出方法

①郵送及び持参

〒960-8054 福島県福島市三河北町7-14

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部総務課経理係

※ 郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号：〇〇〇〇〇〇-〇〇」及び「会社名」を記入すること。

持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

②電子メール

宛先 fukushima-keiri@jeed.go.jp

※ 提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

件名は「〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号） 会社名」とすること。

（例：『080401-01（株）〇〇』）

なお、複数の案件に参加する場合は、1案件ごとに電子メールを送付すること。

電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

7 契約書等の作成の有無

①080917-01 有（契約書）

※ 当機構が定める契約書を締結すること。

※ 売払いについては契約金額に応じて作成の有無を確定すること。

※ 単体業者の場合は、別添契約書案1により契約書を作成するものとし、グループ業者の場合は、グループ構成員ごとに別添契約書案2及び3により契約書を作成する。

8 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

9 契約予定者への通知

日時 令和8年10月7日 午後1時30分以降

10 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部総務課

1 1 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、請求書を発行すること。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

機構は、仕様書等に定めるところにより支払うものとする。

1 2 問い合わせ先

〒960-8054 福島県福島市三河北町7-14

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部総務課経理係

T E L 024-534-3637

F A X 024-534-3638

E-Mail fukushima-keiri@jeed.go.jp

単体業者

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部契約担当役支部長 川崎 聡 殿

(所 在 地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

(オープンカウンタ番号)に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

グループ業者

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部
契約担当役 支部長 川崎 聡 殿

〔代表構成員〕(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

(オープンカウンタ番号)に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

I 参加資格に関する事項

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起

訴されている者でないこと。

Ⅱ グループ業者によるオープンカウンタに関する事項

- 1 本業務を受託した場合、収集運搬業者及び処分業者は、見積金額内訳書に記載する価格をもって、それぞれが機構と契約を締結すること。
- 2 原則としてグループ構成員のうち代表構成員が契約締結までの一切の手続きに対応するものとし、本件オープンカウンタの全ての責任を負うこと。
- 3 構成員は、同一業務における他のオープンカウンタの構成員若しくは単体業者としてオープンカウンタに参加しないこと。
- 4 開披後、一方のグループ構成員との契約が締結に至らない場合、契約予定者が取り消され、機構と他方のグループ構成員との契約が無効となることに承諾すること。